

規 則

学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年八月三十日

埼玉県教育委員会教育長 高 田 直 芳

埼玉県教育委員会規則第十三号

学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則
学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和三十二年埼玉県教育委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

別表第五備考第一項第一号1の2及び第二号1の2中「第十六条の二」を「第十条」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。